

備考	愛知県名古屋市高島町4丁目12番地6 カルティア高島手ハーフロード 902号
住所以記載	愛知県名古屋市...交通局都市基盤部
都市機務課 建設業 不動産業室	6・6・24

注意事項

- 1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。
- 2 登録が消滅されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
- 3 事務業止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
- 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。